

○岡山県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

令和七年一月三十一日

岡山県規則第四号

〔岡山県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則〕を次のように定める。

岡山県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(趣旨)

**第一条** 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下「法」という。）の施行については、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(土地の試掘等の許可)

**第二条** 法第六条第一項の規定により土地の試掘等の許可を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

- 一 試掘等を行う位置を示す図面
- 二 試掘等の区域を示す土地の公図の写し
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 知事は、法第六条第一項の規定により土地の試掘等の許可をしたときは、申請者に通知するものとする。

(証明書の様式)

**第三条** 法第七条第一項（法第二十四条第二項及び第四十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による身分を示す証明書の様式は、別記様式による。

(許可申請書の添付書類)

**第四条** 法第十二条第一項の許可を受けようとする者は、許可申請書に、宅地造成又は特定盛土等に関する工事にあつては省令第七条第一項第一号から第十一号までに規定する書類のほか、同項第十二号の規則で定める書類として次に掲げる書類を、土石の堆積に関する工事にあつては同条第二項第一号から第九号までに規定する書類のほか、同項第十号の規則で定める書類として第一号、第二号及び第五号から第十号までに掲げる書類を添付しなければならない。ただし、政令第二十三条各号又は第二十五条第二項各号に規定する規模の工事に該当しない場合にあつては、第二号に掲げる書類の添付は要しない。

- 一 工事区域内の土地の公図の写し
- 二 工事工程表
- 三 排水の流量計算書
- 四 排水施設の構造図

五 丈量図

六 工事主（法第二条第七号に規定する工事主をいう。以下同じ。）の資力及び信用に関する書類

七 工事施行者（法第二条第八号に規定する工事施行者をいう。次条第五号において同じ。）の能力に関する書類

八 工事主が次のいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 法その他の法律又は法その他の法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 法に基づく許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第九条第二十一号ロに規定する役員をいう。次号において同じ。）であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ニ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

九 工事主（工事主が法人であるときはその役員を含む。）が、暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）に該当しないこと、暴力団（同条第一号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者でないこと及び暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者でないことを誓約する書類

十 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 前項の規定は、法第三十条第一項の許可について準用する。この場合において、前項中「第十二条第一項」とあるのは「第三十条第一項」と、「第七条第一項第一号から第十一号まで」とあるのは「第六十三条第一項第一号」と、「同項第十二号」とあるのは「同項第二号」と、「同条第二項第一号から第九号まで」とあるのは「同条第二項第一号」と、「同項第十号」とあるのは「同項第二号」と読み替えるものとする。

**第五条** 前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の許可申請書に添付する書類のうち、次の各号に掲げる書類には、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、政令第二十三条各号又は第二十五条第二項各号に規定する規模の工事に該当しない場合であっても、第二号に掲げる書類の添付は要しない。

一 省令第七条第一項第五号に規定する設計者の資格を証する書類 当該設計者の資格に関する最終学歴又は資格免許等を有することを証する書類

二 省令第七条第一項第九号又は第二項第七号の資金計画書 収入欄の金額の裏付けとなる書類

三 省令第七条第一項第十号又は第二項第八号の同意を得たことを証する書類 印鑑証明書及び土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

四 前条第一項第六号の工事主の資力及び信用に関する書類 次の工事主の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 法人 最近の事業年度における財務諸表、法人税に関する納税証明書及びその他知事が必要と認める書類

ロ 個人 前年分の所得税に関する納税証明書

五 前条第一項第七号の工事施行者の能力に関する書類 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の規定による建設業の許可を受けていることを証する書類及び法人の登記事項証明書（工事の着手）

**第六条** 法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けた者は、工事に着手しようとするときは、法第四十九条の規定により掲示する標識の設置状況を明らかにする写真を添えて、速やかに知事に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第十五条第二項又は第三十四条第二項の規定により前項の許可を受けたものとみなされるものが、都市計画法施行細則（昭和四十六年岡山県規則第三十七号）第五条の規定による届出をする場合において、前項の写真を添付したときは、同項の規定による届出があったものとみなす。

（工事の廃止）

**第七条** 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可（法第十五条第二項又は第三十四条第二項の規定により当該許可を受けたものとみなされるものを除く。）を受けた者、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第二十一条第一項、第二十七条第一項又は第四十条第一項の届出（法第二十七条第五項の規定により当該届出をしたものとみなされるものを除く。）をした者及び法第二十一条第三項又は第四十条第三項の届出をした者は、工事を廃止しようとするときは、次に掲げる書類を添えて速やかに知事に届け出なければならない。

一 廃止の届出の時点における土地及びその付近の状況を明らかにする写真

二 防災措置に関する資料

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（協議）

**第八条** 法第十五条第一項又は第三十四条第一項の協議をしようとする者は、知事が別に定める協議書に、宅地造成又は特定盛土等に関する工事にあつては省令第七条第一項に規定する書類（同項第七号から第九号までに規定する書類を除く。）のほか、第四条第一項第一号から第五号まで、第七号及び第十号並びに第五条第一号、第三号及び第五号に掲げる書類を、土石の堆積に関する工事にあつては省令第七条第二項に規定する書類（同項第五号から第七号までに規定する書類を除く。）のほか、第四条第一項第一号、第二号、第五号、第七号及び第十号並びに第五条第三号及び第五号

に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、政令第二十三条各号又は第二十五条第二項各号に規定する規模の工事に該当しない場合にあつては、第四条第一項第二号に掲げる書類の添付は要しない。

2 法第十六条第三項において準用する法第十五条第一項又は第三十五条第三項において準用する法第三十四条第一項の協議をしようとする者は、知事が別に定める協議書に、工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるもののほか、変更する事項の新旧を対照した書類を添えて、知事に提出しなければならない。

3 知事は、前二項の規定による協議が成立したときは、当該協議の申出をした者に通知するものとする。

4 第六条、第七条、第九条、第十一条から第十四条まで及び第二十条の規定は、法第十五条第一項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）又は第三十四条第一項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の協議をしようとする者について準用する。

（擁壁又は崖面崩壊防止施設の代替）

**第九条** 知事は、政令第二十条第一項（政令第三十条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、災害の防止上支障がないと認められる土地については、政令第八条（政令第三十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による擁壁又は第十四条（政令第三十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による崖面崩壊防止施設の設置に代えて、次に掲げる工法による措置を認めることができる。

- 一 空石積み工
- 二 板柵工
- 三 筋工
- 四 鋼矢板工又はコンクリート矢板工
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が適当と認めた工法

（変更許可申請書の添付書類）

**第十条** 法第十六条第一項の許可を受けようとする者は、変更許可申請書に、省令第三十七条第一項又は第二項に規定するもののほか、変更する事項の新旧を対照した書類を添付しなければならない。

2 前項の規定は、法第三十五条第一項の許可について準用する。この場合において、前項中「第十六条第一項」とあるのは「第三十五条第一項」と、「第三十七条第一項又は第二項」とあるのは「第六十七条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

（完了検査申請書等の添付書類）

**第十一条** 法第十七条第一項又は第三十六条第一項の規定による完了検査の申請をしようとする者は、完了検査申請書に、工事をした土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付しなければならない。

2 前項の規定は、法第十七条第四項及び第三十六条第四項の規定による確認の申請について準用す

る。この場合において、前項中「第十七条第一項又は第三十六条第一項」とあるのは「第十七条第四項又は第三十六条第四項」と、「完了検査の」とあるのは「確認の」と、「完了検査申請書」とあるのは「確認申請書」と読み替えるものとする。

(工事の一部完了の検査)

**第十二条** 知事は、法第十七条第一項又は第三十六条第一項の規定による完了検査を要する工事の一部が完了した場合において、当該宅地及び農地等（法第二条第一号に規定する農地等をいう。以下この号において同じ。）が独立して使用に供し得るものであり、かつ、宅地及び農地等の分割が災害の防止上支障がないと認められるときは、工事主の申出により、当該工事について、一部完了の検査を行うことができる。

2 工事主は、前項の規定による一部完了の検査の申出をしようとするときは、完了部分を明示した図面、工事をした土地及びその付近の状況を明らかにする写真並びに第二十条第一項各号に掲げる事項を明らかにした写真その他の資料を添えて、知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項に規定する申請を受理し、検査の結果、法第十三条第一項又は第三十一条第一項の規定に適合していると認めるときは、知事が別に定める検査済証を工事主に交付するものとする。

(中間検査申請書の添付書類)

**第十三条** 法第十八条第一項の規定による中間検査の申請をしようとする者は、中間検査申請書に、省令第四十六条に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の規定による許可を受けた場合は、許可を受けたことを証する書面の写し

二 検査対象の写真

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 前項の規定は、法第三十七条第一項の規定による中間検査の申請について準用する。この場合において、前項中「第十八条第一項」とあるのは「第三十七条第一項」と、「第四十六条」とあるのは「第七十六条」と読み替えるものとする。

(定期の報告書の添付書類)

**第十四条** 法第十九条第一項の規定による定期の報告をしようとする者は、知事が別に定める報告書に省令第四十八条に規定するもののほか、前条第一項第一号及び第三号並びに第二十条第一項各号に掲げる事項を明らかにした写真その他の資料を添付しなければならない。

2 前項の規定は、法第三十八条第一項の規定による定期の報告について準用する。この場合において、前項中「第十九条第一項」とあるのは「第三十八条第一項」と、「第四十八条」とあるのは「第七十八条」と読み替えるものとする。

(工事等の届出書の添付書類)

**第十五条** 法第二十一条第一項又は第四十条第一項の規定による届出をしようとする者は、届出書に次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、政令第二十三条各号又は第二十五条第二項各

号に規定する規模の工事に該当しない場合にあつては、第三号に掲げる書類の添付は要しない。

- 一 位置図
- 二 地形図
- 三 断面図
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 法第二十一条第三項若しくは第四項又は第四十条第三項若しくは第四項の規定による届出をしようとする者は、届出書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 位置図
- 二 地形図
- 三 土地の平面図
- 四 工事を行おうとする又は転用した土地及びその付近の状況を明らかにした写真
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

**第十六条** 法第二十七条第一項の規定による届出をしようとする者は、特定盛土等に関する工事にあつては省令第五十八条第一項第一号に規定する書類のほか、同項第二号の規則で定める書類として第四条第一項第四号、第五号及び第十号に掲げる書類を、土石の堆積に関する工事にあつては省令第五十八条第二項第一号に規定する書類のほか、同項第二号の規則で定める書類として第四条第一項第五号及び第十号に掲げる書類を添付しなければならない。

(工事の変更の届出)

**第十七条** 法第二十一条第一項及び第三項並びに第四十条第一項及び第三項の規定による届出をした者は、工事の計画を変更しようとするときは、工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるもののほか、変更する事項の新旧を対照した書類を添えて速やかに知事に届け出なければならない。

**第十八条** 法第二十八条第一項の規定による工事の計画の変更の届出をしようとする者は、省令第六十一条に規定する届出書に、同条に定めるもののほか、変更する事項の新旧を対照した書類を添付しなければならない。

(工事の完了の届出)

**第十九条** 法第二十一条第一項及び第三項並びに第二十七条第一項並びに第四十条第一項及び第三項の規定による届出をした者は、工事が完了したときは、工事をした土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添えて速やかに知事に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第二十七条第五項の規定により同条第一項の届出をしたものとみなされるものが、都市計画法第三十六条第一項の規定による届出をしたときは、前項の規定による届出があつたものとみなす。

(工事施行状況等の報告)

**第二十条** 法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けた者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事が次の各号に掲げる工程に至ったときは、当該各号に掲げる事項を明らかにした写真その

他の資料を作成し、当該工事の完了後、法第十七条第一項又は第三十六条第一項の規定による完了検査の申請と同時に知事に提出しなければならない。ただし、法第十九条第一項又は第三十八条第一項の規定による定期の報告において当該資料を提出した場合を除く。

- 一 擁壁等（法第十三条第一項に規定する擁壁等をいう。第三号において同じ。）の基礎の床掘り及び型枠の組立てが完了したとき 寸法、形状及び位置
  - 二 鉄筋コンクリート造の擁壁その他の構造物の配筋が完了したとき 寸法及び位置
  - 三 擁壁等の高さが、計画高の二分の一の工程に達したとき 壁体の厚さ又は組積材裏込栗石の厚さ及び擁壁の背面に透水層を設けた場合は、透水層の厚さ
  - 四 排水施設のうち、地下に埋設する集水管、暗渠、管渠等の配置を完了し、土砂の埋め戻し直前となったとき 形状及び位置
  - 五 その他施工段階で工事完了後外部から確認できなくなるとき 寸法、形状、位置等
- 2 法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けた者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事に高さ三メートルを超える擁壁が含まれる場合は、前項第一号から第三号までに規定する工程に達する七日前までに、その旨を知事に報告しなければならない。
- 3 法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けた者は、土石の堆積に関する工事が次の各号に掲げる工程に至ったときは、当該各号に掲げる事項を明らかにした写真その他の資料を作成し、速やかに知事に提出しなければならない。
- 一 堆積した土石の崩壊を防止するための措置（鋼板等の設置）が完了したとき 寸法、形状及び位置
  - 二 土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置（鋼矢板等の設置）が完了したとき 寸法、形状及び位置
- 4 法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けた者は、法第十六条第一項に規定する工事の計画の変更及び同項ただし書に規定する軽微な変更並びに法第三十五条第一項に規定する工事の計画の変更及び同項ただし書に規定する軽微な変更以外の変更が生じる場合は、あらかじめ、修正内容を申告する書類等を作成し、法第十七条第一項又は第三十六条第一項の規定による完了検査（第十二条第一項の規定による一部完了の検査を含む。）の申請又は法第十七条第四項又は第三十六条第四項の規定による確認の申請までに知事に提出しなければならない。

（申請手数料の減免）

**第二十一条** 知事は、その指定した災害の被災者が自ら居住するための住宅の敷地の宅地造成に関して、災害が発生した日から六箇月以内に法に基づく申請を行う場合においては、申請手数料を免除する。

- 2 知事は、公益上必要があると認める場合その他特別の理由があると認める場合においては、申請手数料を減額し、又は免除することができる。
- 3 法第十五条第一項又は第三十四条第一項の協議が成立した場合においては、当該協議に関連する

他の申請手数料を免除する。

(その他)

**第二十二條** この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

**附 則** (令和七年規則第四号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。  
(岡山県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の適用等に関する経過措置)
- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた宅地造成に関する工事に対する岡山県宅地造成等規制法施行細則等の一部を改正する規則（令和五年岡山県規則第五十八号）による改正前の岡山県宅地造成等規制法施行細則（昭和四十三年岡山県規則第三十一号。次項において「旧規則」という。）の規定の適用については、この規則の施行後においても、なお従前の例による。
- 3 旧規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。



別記様式（第3条関係）

（表）

第	号
身分証明書	
所 属	
氏 名	
生年月日	年 月 日
<p>上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）及び宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法の規定に基づき、他人の占有する土地に立ち入り、障害物を伐除し、土地に試掘等を行い、又は宅地造成等に関する工事の状況を検査する職権を有する者であることを証明する。</p>	
年 月 日	発行（ 年 月 日まで有効）
	岡山県知事 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横8.5センチメートルとする。

（裏）

注意事項
<p>1 この証明書は、宅地造成及び特定盛土等規制法第5条第1項の規定により、他人の占有する土地に立ち入るとき、同法第6条第1項の規定により障害物を伐除し、若しくは土地に試掘等を行うとき、又は同法第24条第1項及び第43条第1項並びに宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第18条第1項の規定により宅地造成等に関する工事の状況を検査するときに携帯しなければならない。</p> <p>2 関係人の請求があった場合においては、この証明書を提示しなければならない。</p> <p>3 この証明書は、犯罪捜査のために使用してはならない。</p>